



発行 東京都

目次

規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………六

告示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞……………（総務局行政部振興企画課）……………九
- 平成七年東京都告示第十三百六十一号（東京都公報特定調達公告版有償頒布規程）の一部改正……………（財務局経理部総務課）……………九
- 都市計画の変更（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課）……………九
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………二〇
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）……………二〇
- 平成十五年東京都告示第千四百四十一号（建築基準法による用途地域の指定のない区域の容積率等の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………二二
- 廃ペットボトルに係る産業廃棄物再生輸送業の一般指定……………（環境局資源循環推進部計画課）……………二二
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）……………二二
- 指定居宅介護支援事業者の廃止……………（同）……………二四

- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………（同）……………六
- 農業振興地域の区域変更……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………九
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………九

規則（公）

- 警視庁組織規則等の一部を改正する規則…………………………三

告示（公）

- 警備員等の検定の実施（二件）…………………………三

- 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）…………………………三

訓令（労）

- 東京都労働委員会事案決定規程の一部改正…………………………三

訓令（収用委）

- 東京都収用委員会事案決定規程の一部改正…………………………三〇

公告

- 都市計画事業の施行（二件）……………（都市整備局市街地整備部企画課）……………三三

- 建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）……………三三

- 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）……………三三

- 都市計画事業の施行（四件）……………（建設局道路建設部管理課）……………三三

- 都立海上公園有料施設の休場日の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………三三

正誤

- 平成二十五年三月二十九日付東京都水道局管理規程第七号…………………………三三

- 平成二十七年三月五日付東京都告示第二百九十二号…………………………三三

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第十八号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中

「(11) 延べ面積」	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
	①	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	②	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	③	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	④	( )	( )	( )	( )	( )	( )

さ

「(11) 延べ面積」	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
	①	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	②	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	③	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	④	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑤	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑥	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑦	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑧	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑨	( )	( )	( )	( )	( )	( )

に

「建ぺい率」や「建蔽率」及び

「3 (11)欄の ( ) 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分
  - ② 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
  - ③ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
  - ④ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分
- 「3 (11)欄は、①から⑨までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。  
 ( ) 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分
  - ② エレベーターの昇降路の部分

さ

- ③ 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
- ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
- ⑥ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
- ⑦ 自家発電設備を設ける部分
- ⑧ 貯水槽を設ける部分
- ⑨ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

め

別記第九号様式中

承 諾 書	この図面のとおり道路（位置）の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。		申請者住所・氏名・印	
	申請者	年 月 日	氏 名	印
	権利別	住 所	氏 名	印

さ

承 諾 書	この図面のとおり道路（位置）の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。		申請者住所・氏名・印	
	申請者	年 月 日	氏 名	印
	権利別	住 所	氏 名	印

に



方石	位置		子定する道路の位置 既存道路(公道私道を区別し記入のこと。)	
へい(構造を記入のこと。)	戸		指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び番号を記入のこと。)	
井	戸垣		法第12条第2項に該当する道路	
生	建築物 (用途を記入のこと。)		取り消される道路の位置	
予(用途を記入のこと。)	建築物 (用途を記入のこと。)		申請する道路の位置	
既存建築物 (用途を記入のこと。)	擁壁		高	
敷地	地番		が	
町	区		水路及び土揚敷	
区市	市			
計	市			
画	市			
路	市			
線	市			

(注意)

- 1 関係者とは、道路敷地及びこれに沿接する土地の所有者、使用権者です。
- 2 図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には申請の理由その他特記すべき事項を記入してください。

を

方石	位置		都市計画路線	
堀(構造を記入のこと。)	戸		既存道路(公道私道を区別し記入のこと。)	
井	戸垣		指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び番号を記入のこと。)	
生	建築物 (用途を記入のこと。)		法第12条第2項に該当する道路	
予(用途を記入のこと。)	建築物 (用途を記入のこと。)		取り消される道路の位置	
既存建築物 (用途を記入のこと。)	擁壁		申請する道路の位置	
敷地	地番		高	
町丁	丁目		崖	
区市	市			
市	市			
計	市			
画	市			
路	市			
線	市			

注意

- 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。
- 2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- 4 申請の道路の幅員及び延長の単位は「メートル」(小数点以下2位まで)としてください。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
- 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- 8 ※印のある欄には記入しないでください。

図記録二十二号様式申

(10) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
①	( )	( )	( )	( )	( )
②	( )	( )	( )	( )	( )
③	( )	( )	( )	( )	( )
④	( )	( )	( )	( )	( )

を

〔10〕 延べ面積	①	( )	( )	( )	%	%
	②	( )	( )	( )		
	③	( )	( )	( )		
	④	( )	( )	( )		
	⑤	( )	( )	( )		
	⑥	( )	( )	( )		
	⑦	( )	( )	( )		
	⑧	( )	( )	( )		
	⑨	( )	( )	( )		

「建ぺい率」や「建蔽率」を

〔3〕 (10)欄の ( ) 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分
- ② 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ③ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
- ④ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

〔3〕 (10)欄は、①から⑨までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。( ) 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分
- ② エレベーターの昇降路の部分
- ③ 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
- ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
- ⑥ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
- ⑦ 自家発電設備を設ける部分
- ⑧ 貯水槽を設ける部分

に、

を

⑨ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第七号様式、第九号様式、第十一号様式及び第二十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第十九号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成十年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式中

〔10〕 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	※ パーセント	※ パーセント
	(1)	( )	( )	( )	( )
	(2)	( )	( )	( )	( )
	(3)	( )	( )	( )	( )
	(4)	( )	( )	( )	( )

を

10 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	※ パーセント	※ パーセント
	(1)	(2)	(3)		
(1)	( )	( )	( )	( )	( )
(2)	( )	( )	( )	( )	( )
(3)	( )	( )	( )	( )	( )
(4)	( )	( )	( )	( )	( )
(5)	( )	( )	( )	( )	( )
(6)	( )	( )	( )	( )	( )
(7)	( )	( )	( )	( )	( )
(8)	( )	( )	( )	( )	( )
(9)	( )	( )	( )	( )	( )

「建ぺい率」や「建蔽率」は、

「2 10欄の（ ）内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

(1) 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分

(2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分

(3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

(4) 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

「2 10欄には、(1)から(9)までを含めた建物全体の床面積を記入してください。

( ) 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

(1) 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分

(2) エレベーターの昇降路の部分

(3) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分

(4) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

(5) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

に、

- (6) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
- (7) 自家発電設備を設ける部分
- (8) 貯水槽を設ける部分
- (9) 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第十二号様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「前年度」の下に「とする。以下この号において同じ。」を

「含む」の下に「。以下この号において「区市町村民税」という」を加え、同号ハ中「支給認定基準世帯員」の下に「（当該支給認定基準世帯員が申請日の属する年度において区市町村民税を課されない者（特別区又は市町村の条例で定めるところにより当該区市町村民税を免除された者を含むものとし、当該区市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合は、当該申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員）」を加え、同項第六号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を加え、「被保護者をいう。以下この号において同

じ。」を「被保護者をいい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。）第二十二條第二十四号の規定により被保護者とみなされる者を含む。）又は要保護者（生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいい、中国残留邦人等支援法施行令第二十二條第二十四号の規定により要保護者とみなされる者を含む。）であつて、省令第七條、第九條又は第十條に規定する者」に、「当該申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員が被保護者である」を「該当する」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、道府県から法第七條第一項の規定により支給認定を受けた指定難病の患者及び当該患者の保護者が、当該支給認定の有効期間が満了する日までに東京都の区域内に住所を有することとなり、かつ、同日までに法第六條第一項の規定により支給認定の申請を行う場合においては、前項各号に掲げる書類（同項第二号に掲げる書類並びに同項第三号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類のうち申請日において当該道府県が行つた支給認定の内容から変更がある事項に係るものを除く。）に代えて、次に掲げる書類を提出することができる。

- 一 当該道府県が交付した医療受給者証の写し
- 二 当該道府県知事が知事に支給認定に関する情報を提供することに同意する旨の書類

第四條に次の一項を加える。

3 前二項の届出に基づき、知事が負担上限月額の変更を行つた場合は、当該変更に基づく負担上限月額については、当該届出を受理した日の属する月の翌月の初日（月の初日に受理した場合にあつては、当該日）から適用するものとする。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

第十六條第二号中「翌日から」の下に「起算して」を加え、同條に次の一号を加える。

四 第三條第三項の規定により支給認定の申請を行つた者が支給認定を受けた場合であつて、当該支給認定の有効期間の初日が当該者に係る道府県が行つた支給認定の有効期間の初日（以下この号において「基準日」という。）から起算して三月を超え、基準日から一年二月を経過する日の属する月の末日

第十七條に次の一項を加える。

3 前二項の申請に基づき、知事が負担上限月額の変更の認定を行つた場合は、当該変更に基づく負担上限月額については、第四條第三項の規定を準用する。別記第三号様式を次のように改める。

該当する事項のみ記載してください。

特定医療費支給認定内容変更届

患者	フリガナ 氏名 ※1	姓	名	性別
	郵便番号		電話番号	( )
	住所 ※1	区 町 丁目 番 号 (マソソソソ名等)		
加入 医療保険等 ※2	種類	生活保護・協会・船員・日雇・組合・共済・国保・後期(退職保険者)	本人・家族	
	保険者名称	記号	番号	
		保険者番号	1割・2割・3割	
後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持している場合の負担割合				
フリガナ 氏名 ※1	姓	名	( )	
郵便番号		電話番号	( )	
住所 ※1	区 町 丁目 番 号 (マソソソソ名等)			
患者との続柄 □父 □母 □その他 ( )				
患者と加入し て3 医療 保険 者		氏名	患者との続柄	
患者と 同 じ 医 療 保 険 者		氏名	患者との続柄	
患者と 同 じ 医 療 保 険 者		氏名	患者との続柄	

変更後の内容を記載してください。

東京都知事 殿

届出日	年	月	日	変更事由発生日	年	月	日
患者本人	氏名				性別		
	住所						
	電話番号	生年月日	年	月	日		
	公費負担番号						
	受給者番号						

フリガナ 氏名	姓	名	性別
郵便番号		電話番号	( )
住所	区 町 丁目 番 号 (マソソソソ名等)		

医療費  
受給後  
の  
内容  
の  
送  
付  
記  
先  
載

留意事項

※1 【患者又は保護者の氏名又は住所の変更の場合】 変更内容を証明する書類住民票の写し、戸籍謄本等を添付してください。

※2 【加入している医療保険の変更の場合】 次の書類を添付してください。

- 1 変更後の被保険者証、組合員証又は加入者証のコピー
- 2 保険者が知事に情報提供することに同意する旨の書類
- 3 【被用者保険に変更した場合】 被保険者の区市町村住民税課税年額を証明する書類（被保険者が区市町村住民税非課税である場合は、患者本人の区市町村住民税課税年額を証明する書類も必要です。）
- 4 【国民健康保険・後期高齢者医療に変更した場合】 住民票上の世帯の被保険者全員分の区市町村住民税課税年額を証明する書類

※3 【患者と同じ医療保険に加入している者の変更の場合】 加入している者の構成に変更があった場合は、次の書類を添付してください。

- 1 記載した方全員の被保険者証、組合員証又は加入者証のコピー
- 2 【被用者保険の場合】 被保険者本人の区市町村住民税課税年額を証明する書類（被保険者が区市町村住民税非課税である場合は、患者本人の区市町村住民税課税年額を証明する書類も必要です。）
- 3 【国民健康保険・後期高齢者医療の場合】 住民票上の世帯の被保険者全員分の区市町村住民税課税年額を証明する書類

注) ※2及び※3の場合において、区市町村住民税課税年額を証明する書類の提出が必須な方全員が、区市町村住民税非課税であり、かつ、患者本人の公的年金の収入額が80万円以下の場合、当該証明書類に加えて、患者本人に関する障害年金等の収入の有無を確認する書類の提出が必要になります。

↑ 患者が18歳未満の場合のみ記載してください。

氏名	住所	電話番号	患者との続柄
保護者	□父 □母 □その他 ( )		
収受印欄			



附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第四百七十一号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十七年三月二十五日 午前九時三十分から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十  
二階 区市町村長室

三 被聴聞者

(一) 氏名

佐藤 進

(二) 事務所の名称

行政書士暁国際法務事務所

(三) 事務所の所在地

新宿区高田馬場四丁目四十番十三ー一〇二号

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第九三〇八一―八四号

●東京都告示第四百七十二号

東京都公報特定調達公告版有償頒布規程（平成七年東京都告示第千三百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

別記様式中

表 例

を

別記様式に改める。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画区域区分

市街化区域 追加する部分

市街化調整区 削除する部分

あきる野市伊奈字引田ノ上、引田字阿岐野、字桜ノ岡、湖上字真土、字多摩野、上代継字遠野喜場、字千代原、下代継字遠野木場及び日の出町大字平井字三吉野桜木各地内

二 関係図書の縦覧

あきる野市伊奈字引田ノ上、引田字阿岐野、字桜ノ岡、湖上字真土、字多摩野、上代継字遠野喜場、字千代原、下代継字遠野木場及び日の出町大字平井字三吉野桜木各地内  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）

●東京都告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画道路

三・四・五号 追加する部分  
平沢平井線

あきる野市引田字阿岐野及び日の出町大字平井字三吉野井戸端各地内  
変更する部分

あきる野市平沢字松海道、字西ノ前、字原小宮前、字石神戸、字塚場、字稲荷穴、字唐杉、平沢西一丁目、原小宮一丁目、原小宮二丁目、瀬戸岡字余田、字霞野、秋川三丁目、秋川四丁目、秋川五丁目、下代継字遠野喜場、上代継字遠野喜場、測上字真土、引田字阿岐野、日の出町大字平井字三吉野欠上、字三吉野下原、字三吉野場末及び字三吉野桜木各地内

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第四百七十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十六年東京都告示第百一号国立都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 国立市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画下水道事業国立市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十六年二月二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第四百七十六号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 瑞穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業瑞穂町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年十二月二十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし

使用の部分

昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号、昭和五十三年東京都告示第百七十三号、昭和五十五年東京都告示第九百六十六号、昭和五十七年東京都告示第六百六十五号、昭和五十九年東京都告示第六百八十七号、昭和六十三年東京都告示第千二百三十五号、平成二年東京都告示第六百四十二号、平成十年東京都告示第二百九十八号、平成十三年東京都告示第二百七十七号、平成十八年東京都告示第四百十一号、平成二十二年東京都告示第六百八十号の事業地に、大字長岡長谷部字中平、字元宿、大字箱根ヶ崎字秩父海道北、字西平、字池廻、字武蔵野、大字富士山栗原

●東京都告示第四百七十七号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八条第一項の規定に基づき西富久地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称 西富久地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十一年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 新宿区富久町、新宿五丁目及び新宿六丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 新宿区新宿五丁目一番一号  
平成二十一年十一月十一日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十七年三月二十日

新田字富士原、大字高根字高根新田、字本藪地、字神明下、大字駒形富士山字原、字木阿弥、字柴黄久保、字上ヤハタ、字上ノ台、字小ハケ、字後ヶ谷戸、字駒形、字北ヶ谷戸、大字二本木字榎台、字長田久保、字向長田、字山田台、字上ノ台、字藪地、字山田、字芽土及び字和田の各地内において事業地を加える。

●東京都告示第四百七十八号

平成十五年東京都告示第千四百四十一号(建築基準法による用途地域の指定のない区域の容積率等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

表中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改め、同表1の項中「5の項」を「4の項」に改め、同表4の項を削り、同表5の項中「及び4の項」を削り、「~~備へて置く~~」を「~~備蓄~~」に改め、同項を同表4の項とする。

●東京都告示第四百七十九号

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)第二十九条の三第一項の規定に基づき、廃ペットボトル(ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料(酒類を含む。))又は特定調味料(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。)が充填されていたものに限る。)が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者(以下「小売業者」という。)の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたものをいう。以下同じ。)に係る産業廃棄物再生輸送業の指定の要件を次のとおり定め、当該要件を全て満たす者を廃ペットボトルに係る産業廃棄物再生輸送業者として指定する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

第一 廃ペットボトルについて、次の一から三までに掲げる運搬(廃ペットボトルとその他の廃棄物とが分別された状態で行うものに限る。)のいずれかを業として行うこと。

一 廃ペットボトルを回収した小売業者の販売店から指定再生利用施設(廃ペットボトルの処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十条の三第二号の規定による指定を受けている者が当該処分を行う施設をいう。以下同じ。)までの間の運搬

二 廃ペットボトルを回収した小売業者の販売店から届出積替保管施設(一の運搬の途中で廃ペットボトルの積替え又は保管を行う場所として当該小売業者が知事に届け出た場所をいう。以下同じ。)までの間の運搬

三 届出積替保管施設から指定再生利用施設までの間の運搬

●東京都告示第四百八十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

サービスの種類 訪問介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
有限会社団子坂ホームヘルプサービス	文京区千駄木1-23-6 グリーンヒル汐見503	平成26年8月31日
おおきなき墨田	墨田区緑4-39-7 ルミリオ錦糸町ビル1階	平成26年6月30日
ヘルパーステーション ぶろーむ	墨田区東駒形3-5-11 鈴木宅1階	平成26年9月30日
訪問介護ステーション デイサービス本舗 深川	江東区古石場1-2-2	平成26年11月1日
まごころケア	世田谷区奥沢6-19-22-206	平成26年9月30日
キュービットケア 品川	品川区南品川1-2-6 共進化工ビル別棟3階	平成26年7月1日
ヒューマンヘルパー柿の木坂	目黒区平町1-1-18-301	平成26年8月31日
I F T株式会社 ケアホープ多摩川	大田区下丸子3-8-27 メゾン浜中105	平成26年8月31日
ヒーリングライフ・プレマ	大田区北嶺町12-15 ロ・スカーロ101	平成25年12月31日
あしたばヘルパーステーション	世田谷区玉川4-4-6 吉岡マンション208	平成26年3月31日
ヘルパーステーションこぶし	世田谷区上馬4-18-8	平成26年10月31日
コスモ・ケア・サポート等々力	世田谷区中町2-1-21 メゾン等々力1階	平成26年4月30日
ピースフルケアサービス祖師谷	世田谷区砧3-36-5 地藏屋マンション202	平成26年6月30日
株式会社ライフ・トータルサービス恵比寿	渋谷区東3-17-11 ヴェラハイム恵比寿東403	平成26年8月31日
あおい在宅ケアセンター	杉並区浜田山2-23-17 青晴荘103	平成26年10月20日
あかりの里日暮里ヘルパーステーション	荒川区東日暮里2-48-1	平成26年7月31日
訪問介護事業所 なつめの杜	足立区西保木間1-22-20 西保木間ハイツ101	平成26年10月1日
株式会社ケアさくら ホームヘルプ	板橋区成増1-16-8 エースコーポ103	平成26年8月31日
ハンドベル・ケア在宅介護部小豆沢	板橋区小豆沢2-9-7 小豆沢2パレス102	平成26年10月1日
ヘルパーステーション ふみさんち	板橋区高島平8-25-3-105	平成26年7月31日
下赤塚ヘルパーステーションえがお	板橋区赤塚2-10-15 ユニオン企画赤塚ビル3階	平成26年9月30日
ハンズ介護	墨田区業平5-3-15 クリスタルハイム201・202	平成26年7月31日
ベーシックヘルパーステーション	足立区島根3-1-1 2階	平成26年10月31日
コスモス 大谷田	足立区大谷田5-13-1-C	平成26年11月1日
ミモザ在宅療養支援ステーション足立江北	足立区江北3-27-7	平成26年8月31日
ライフフレッシュケア・江東	江東区千田6-17 ドゥ・ステップビル1階	平成26年7月31日

ジャパンケア東村山久米川町	東村山市久米川町3-27-3 石橋商店貸事務所	平成26年6月30日
はまなす介護センター東村山	東村山市野口町2-12-10 パークヒル10番館101	平成26年3月31日
八王子養生所/介護部-訪問課	八王子市めじろ台4-1-13	平成26年9月1日
ケアセンターワンライフ	八王子市下柚木2-1-5-502	平成26年10月31日
ケアセンター つくしんほ	町田市金井5-20-16	平成26年7月1日
愛の手介護サービス	日野市日野台2-12-3 第二寿荘102	平成26年9月30日
訪問介護事業所 アビリティーズ・西府中	府中市西府町3-32-8	平成26年10月31日
特定非営利活動法人ひよこぐさ	狛江市岩戸北3-21-10 まき荘105	平成26年9月30日
にこにこステーション 訪問介護	稲城市平尾2-2-19 プリオール平尾102	平成26年8月1日

サービスの種類 訪問入浴介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ジャパンケア八王子台町	八王子市台町4-38-8 藤幸ビル1階	平成26年3月31日
特定非営利活動法人 在宅福祉サービスステーション	東久留米市中央町6-3-13	平成26年8月20日

サービスの種類 訪問看護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション菊川	墨田区菊川3-21-11 レジデンス須賀菊川206	平成26年7月31日
北島山訪問看護ステーション	世田谷区北島山5-18-27	平成26年9月30日
医療法人社団永寿会武蔵野ふれあい訪問看護ステーション	武蔵野市境1-9-9 温泉通りビル303	平成26年9月30日
練馬訪問看護ステーション	練馬区早宮2-20-25 グリーンヒルマンション1階	平成26年10月1日
西品川訪問看護ステーション	品川区西品川1-8-22	平成26年4月30日
健康文化会赤塚訪問看護ステーション	板橋区赤塚3-19-1	平成26年10月1日
羽田訪問看護ステーション	大田区西糀谷3-9-22	平成26年4月30日
桐ヶ丘訪問看護ステーション	北区赤羽北3-8-7 斉藤ビル1階	平成26年10月1日
訪問看護ステーションそれいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
えのき訪問看護ステーション	武蔵村山市榎1-1-5	平成26年7月1日
訪問看護ステーション円	八王子市日吉町13-35	平成26年9月30日

## サービスの種類 居宅療養管理指導

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアーズ訪問看護リハビリテーション菊川	墨田区菊川3-21-11 レジデンス須賀菊川206	平成26年7月31日

## サービスの種類 通所介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
八丁堀デイサービスセンター	中央区八丁堀3-17-16	平成26年8月1日
ステップばーとなー麻布	港区南麻布2-9-19 ミナミアザバ2919ビル1階	平成26年8月31日
たつのみデイサービス	新宿区西早稲田3-13-12	平成26年8月31日
地域密着・家庭型 浅草柳通りデイサービスセンター	台東区浅草4-46-4 ペリグリニアアパートメント1階	平成26年11月1日
はるデイサービスセンター東向島	墨田区東向島5-31-3 エビハラビル1階	平成26年6月1日
あれぐりあ 東向島	墨田区東向島2-6-17 堀ビルⅡ1階	平成26年7月31日
GENK INEXT 錦糸町	墨田区緑3-6-13	平成26年8月31日
エデン個別リハビリテーション・五反田	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-108	平成26年7月18日
デイケア・365	目黒区下目黒4-2-18	平成26年8月31日
デイサービスふくすけ	大田区新蒲田1-11-9	平成26年6月1日
デイサービスかたくりの里 多摩川	大田区下丸子2-21-18 ロイヤルコート多摩川1階	平成26年3月31日
茶話本舗デイサービス山王2丁目	大田区山王2-35-6	平成26年8月1日
リハビリデイサービス nagomi 駒沢店	世田谷区駒沢3-14-3	平成26年9月30日
デイホーム からすやま	世田谷区北島山5-18-27	平成26年9月30日
茶話本舗デイサービス上野毛亭	世田谷区上野毛4-7-20	平成26年9月30日
むらもとデイサービス3	世田谷区赤堤4-1-15	平成26年5月31日
茶話本舗デイサービス萩窪亭	杉並区本天沼3-32-2	平成26年9月30日
茶話本舗デイサービス永福さくら亭	杉並区永福3-40-10	平成26年9月30日
魔法のつえ・高円寺	杉並区高円寺南3-16-20 小林ビル	平成26年2月28日
サポーター・ミズキ	北区滝野川7-2-10 SSKビル301	平成26年9月1日
リハビリ倶楽部それいゆ	北区田端新町1-26-1	平成26年8月31日
悠々デイサービス通所介護事業所	板橋区高島平2-28-6-102	平成26年9月30日
樹楽 団らんの家 成増	板橋区成増3-31-20	平成26年8月31日

デイサービス 青い空 緑の風	板橋区小茂根4-20-2-104	平成26年9月30日
千住大川デイサービスセンター	足立区千住大川町36-13	平成26年7月31日
医療法人社団医智会 医恵デイサービス	足立区江北4-10-10 江北ビル1階	平成26年10月31日
介護デイサービス 笑和の郷 西新井	足立区西新井7-5-11	平成26年9月30日
茶話本舗デイサービス扇	足立区本木北町17-1	平成26年9月1日
デイサービス えがおの杜	足立区西保木間2-6-4	平成26年6月30日
愛ふれあガーデン金町	葛飾区金町3-24-15	平成26年8月22日
だんらんの家 東村山	東村山市青葉町3-25-13	平成26年7月31日
デイサービスセンターみんな太陽	八王子市暁町1-39-2	平成26年1月31日
茶話本舗デイサービス久保山劉心亭	八王子市久保山町2-50-4	平成26年10月31日
デイサービス えがおの家	立川市羽衣町1-7-10	平成26年10月31日
ありがとうのおもい	府中市分梅町1-10-13 1階	平成26年7月31日
ひなたほっこ深大寺	調布市深大寺元町2-12-7	平成26年9月30日
そめちデイサービス	調布市染地2-8-3	平成26年7月31日
ホームケアセンターはっぴーはぐ小平大沼	小平市大沼町7-17-6 宇田川ビル1階	平成26年11月1日
デイサービスセンター ゆい	狛江市和泉本町4-2-13 S A N T E S A K A E 102	平成26年9月30日
茶話本舗 東久留米デイサービスセンター	東久留米市氷川台2-19-9	平成26年7月31日
くるめりハビリティサービス	東久留米市南町4-10-8 サンライズマンション東久留米106	平成26年10月31日

## サービスの種類 短期入所生活介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
奮闘ホーム	杉並区本天沼3-34-28	平成26年9月30日
羽村園	羽村市五ノ神364-4	平成26年7月31日

## サービスの種類 福祉用具貸与

事業所名	事業所住所	廃止年月日
アミト技研株式会社	港区赤坂1-1-17 細川ビル706	平成26年7月25日
木下の介護 福祉用具事業所	新宿区西新宿6-5-1 8階・9階	平成26年9月30日
株式会社和興	文京区湯島2-22-10 後藤ビル	平成26年8月31日

株式会社行田製作所	文京区本駒込4-6-7	平成26年8月31日
いずみサポート	品川区大崎5-8-4-201	平成26年8月1日
ウエスト目黒	目黒区目黒本町5-30-6-102	平成26年10月1日
株式会社ライフ・トータルサービス	渋谷区西原3-1-5 田口ビル2階	平成26年8月31日
介護用品ショップ それいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
ひまわり	足立区花畑3-16-1	平成26年9月30日
介護ステーション太陽	葛飾区柴又4-10-5	平成26年8月31日
パワーメディカル株式会社	東村山市秋津町2-24-32	平成26年8月20日
介護ショップ 花はな	府中市是政2-19-38 さくらいハウス2階	平成26年9月1日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日

サービスの種類 特定福祉用具販売

事業所名	事業所住所	廃止年月日
木下の介護 福祉用具事業所	新宿区西新宿6-5-1 8階・9階	平成26年9月30日
株式会社和興	文京区湯島2-22-10 後藤ビル	平成26年8月31日
いずみサポート	品川区大崎5-8-4-201	平成26年8月1日
ウエスト目黒	目黒区目黒本町5-30-6-102	平成26年10月1日
株式会社ライフ・トータルサービス	渋谷区西原3-1-5 田口ビル2階	平成26年8月31日
福祉用具・信和サービス	北区豊島7-11-13 薄井店舗1階西側	平成26年7月31日
介護用品ショップ それいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
介護ステーション太陽	葛飾区柴又4-10-5	平成26年8月31日
介護ショップ 花はな	府中市是政2-19-38 さくらいハウス2階	平成26年9月1日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日

●東京都告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 外 添 要 一

サービスの種類 居宅介護支援

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ALSOKケア赤坂	港区元赤坂1-1-2 赤坂ライオンズビル4階	平成26年8月31日
株式会社和興	文京区湯島2-22-10 後藤ビル	平成26年8月31日
プラチナ・ケアプランサービス豊島店	豊島区巣鴨3-2-7 巣鴨三葉ビル101	平成26年7月31日
居宅介護支援事業所 きずな	江東区東砂4-9-14	平成26年8月31日
ケアマネジメント三愛 碑文谷	目黒区碑文谷2-8-2	平成26年11月1日
株式会社福島居宅介護支援事務所	大田区千鳥3-6-1	平成26年9月10日
ケアプランナーふくすけ	大田区新蒲田1-11-9	平成26年6月1日
居宅介護支援事業所 せせらぎ	大田区久が原3-31-15 アカイシビル1階	平成26年10月1日
NPO・ACT指定居宅介護支援事業所	世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル205	平成26年9月30日
株式会社ライフ・トータルサービス	渋谷区西原3-1-5 田口ビル202	平成26年8月31日
なごみ居宅介護支援事業所	中野区野方1-6-1	平成26年9月30日
ベストケアサービス杉並	杉並区荻窪3-12-6	平成26年7月31日
奮闘ホーム居宅介護支援事業所	杉並区本天沼3-34-28	平成26年9月30日
めいと巣鴨居宅介護支援事業所	豊島区巣鴨4-22-26-201	平成26年10月1日
サポーター・ミズキ	北区滝野川7-2-10 SSKビル301	平成26年9月10日
NPO・ACTきた居宅介護支援事業所	北区東十条2-7-12 秋元ビル301	平成26年9月30日
サルビアケアセンター	荒川区町屋1-6-12	平成26年8月31日
あかりの里日暮里	荒川区東日暮里2-48-1	平成26年7月31日
居宅介護支援事業所 なつめの社	荒川区西日暮里4-23-2 ノアビル403	平成26年10月1日
ハンドベル・ケア在宅介護部小豆沢	板橋区小豆沢2-9-7 小豆沢2パレス102	平成26年9月30日
悠々デイサービス指定居宅介護支援事業所	板橋区高島平2-28-6-102	平成26年9月30日
医療法人社団恵陽会 長沢医院	板橋区中台3-27 サンシティA101	平成26年10月31日
NPO・ACTいたばし居宅介護支援事業所	板橋区徳丸2-30-16 生活クラブ館徳丸	平成26年9月30日
NPO・ACT 居宅介護支援事業所ねりま	練馬区中村2-16-3	平成26年9月30日
ベーシック居宅介護支援センター	足立区島根3-3-101	平成26年10月31日
ひまわり	足立区花畑3-16-1	平成26年9月30日

ミモザ在宅療養支援ステーション足立江北	足立区江北3-27-7	平成26年8月31日
NPO・ACTえどがわ居宅介護支援事業所	江戸川区中央3-7-11 サティアJ 1 101	平成26年9月30日
在宅医療・介護相談センター	江戸川区東小岩5-5-9 パルロイヤル小岩102	平成26年9月30日
NPO・ACT たま北居宅介護支援事業所	東村山市久米川町3-32-44 生活クラブ生協東村山デポ内	平成26年9月30日
しぐれや居宅介護支援事業所	東村山市富士見町4-6-23 メゾンK101	平成26年9月30日
居宅介護支援事業所 けいあい	八王子市小門町85-2	平成26年9月30日
ケアセンター ワンライフ	八王子市下柚木2-1-5-502	平成26年7月31日
ケアプランセンタードルフィン八王子	八王子市叶谷町1777	平成26年7月31日
ミモザ在宅療養支援ステーション京王堀之内	八王子市堀之内3-35-11	平成26年9月30日
青空訪問介護事業合同会社	八王子市片倉町982-28	平成26年9月19日
NPO・ACTまちだ居宅介護支援事業所	町田市成瀬が丘2-27-1 FSビル1階	平成26年9月30日
芙蓉ケアプラン	町田市鶴間544-2	平成26年10月1日
みたか紫水園居宅介護支援事業所	三鷹市新川5-6-31	平成26年8月31日
Aキャット	調布市下石原1-41-3 コーポ村田103	平成26年8月31日
特定非営利活動法人ひよこぐさ	狛江市岩戸北3-21-10 まき荘105	平成26年9月30日
にこにこステーション 居宅支援	稲城市平尾2-2-19 プリオール平尾102	平成26年8月1日
NPO・ACTにしとうきょう居宅介護支援事業所	西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2階	平成26年9月30日

●東京都告示第四百八十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

東京都知事 舛添 要一

サービスの種類 介護予防訪問介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
有限会社団子坂ホームヘルプサービス	文京区千駄木1-23-6 グリーンヒル汐見503	平成26年8月31日
おおきなき墨田	墨田区緑4-39-7 ルミリオ錦糸町ビル1階	平成26年6月30日
ヘルパステーション ぶろーむ	墨田区東駒形3-5-11 鈴木宅1階	平成26年9月30日
訪問介護ステーション デイサービス本舗 深川	江東区古石場1-2-2	平成26年11月1日
まごころケア	世田谷区奥沢6-19-22-206	平成26年9月30日
キュービットケア 品川	品川区南品川1-2-6 共進化工ビル別棟3階	平成26年7月1日
ヒューマンヘルパー柿の木坂	目黒区平町1-1-18-301	平成26年8月31日
I F T株式会社 ケアホープ多摩川	大田区下丸子3-8-27 メゾン浜中105	平成26年8月31日
ヒーリングライフ・プレマ	大田区北嶺町12-15 ロ・スカーロ101	平成25年12月31日
あしたばヘルパステーション	世田谷区玉川4-4-6 吉岡マンション208	平成26年3月31日
ヘルパステーションこぶし	世田谷区上馬4-18-8	平成26年10月31日
コスモ・ケア・サポート等々力	世田谷区中町2-1-21 メゾン等々力1階	平成26年4月30日
ピースフルケアサービス祖師谷	世田谷区砧3-36-5 地藏屋マンション202	平成26年6月30日
株式会社ライフ・トータルサービス恵比寿	渋谷区東3-17-11 ヴェラハイツ恵比寿東403	平成26年8月31日
あおい在宅ケアセンター	杉並区浜田山2-23-17 青晴荘103	平成26年10月20日
あかりの里日暮里ヘルパステーション	荒川区東日暮里2-48-1	平成26年7月31日
訪問介護事業所 なつめの杜	足立区西保木間1-22-20 西保木間ハイツ101	平成26年10月1日
株式会社ケアさくら ホームヘルプ	板橋区成増1-16-8 エースコーポ103	平成26年8月31日
ハンドベル・ケア在宅介護部小豆沢	板橋区小豆沢2-9-7 小豆沢2パレス102	平成26年10月1日
ヘルパステーション ふみさんち	板橋区高島平8-25-3-105	平成26年7月31日
下赤塚ヘルパステーションえがお	板橋区赤塚2-10-15 ユニオン企画赤塚ビル3階	平成26年9月30日
ヘルパステーション練馬ゆめの木	練馬区大泉町2-52-3 酒井ビル1階	平成26年10月31日
ハンズ介護	墨田区業平5-3-15 クリスタルハイム201・202	平成26年7月31日
ベシックヘルパステーション	足立区島根3-1-1 2階	平成26年10月31日
コスモス 大谷田	足立区大谷田5-13-1-C	平成26年11月1日
ミモザ在宅療養支援ステーション足立江北	足立区江北3-27-7	平成26年8月31日



ライフレッシュケア・江東	江東区千田6-17 ドゥ・ステップビル1階	平成26年7月31日
ジャパンケア東村山久米川町	東村山市久米川町3-27-3 石橋商店貸事務所	平成26年6月30日
はまなす介護センター東村山	東村山市野口町2-12-10 パークヒル10番館101	平成26年3月31日
八王子養生所／介護部-訪問課	八王子市めじろ台4-1-13	平成26年9月1日
ケアセンターワンライフ	八王子市下柚木2-1-5-502	平成26年10月31日
ケアセンター つくしんぼ	町田市金井5-20-16	平成26年7月1日
愛の手介護サービス	日野市日野台2-12-3 第二寿荘102	平成26年9月30日
訪問介護事業所 アビリティーズ・西府中	府中市西府町3-32-8	平成26年10月31日
特定非営利活動法人ひよこぐさ	狛江市岩戸北3-21-10 まき荘105	平成26年9月30日
にこにこステーション 訪問介護	稲城市平尾2-2-19 プリオール平尾102	平成26年8月1日

サービスの種類 介護予防訪問入浴介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ジャパンケア八王子台町	八王子市台町4-38-8 藤幸ビル1階	平成26年3月31日
特定非営利活動法人 在宅福祉サービスステーション	東久留米市中央町6-3-13	平成26年8月20日

サービスの種類 介護予防訪問看護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション菊川	墨田区菊川13-21-11 レジデンス須賀菊川206	平成26年7月31日
医療法人社団永寿会武蔵野ふれあい訪問看護ステーション	武蔵野市境1-9-9 温泉通りビル303	平成26年9月30日
練馬訪問看護ステーション	練馬区早宮2-20-25 グリーンヒルマンション1階	平成26年10月1日
西品川訪問看護ステーション	品川区西品川1-8-22	平成26年4月30日
健康文化会赤塚訪問看護ステーション	板橋区赤塚3-19-1	平成26年10月1日
羽田訪問看護ステーション	大田区西靴谷3-9-22	平成26年4月30日
桐ヶ丘訪問看護ステーション	北区赤羽北3-8-7 斉藤ビル1階	平成26年10月1日
訪問看護ステーションそれいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
えのき訪問看護ステーション	武蔵村山市榎1-1-5	平成26年7月1日
訪問看護ステーション円	八王子市日吉町13-35	平成26年9月30日

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション菊川	墨田区菊川13-21-11 レジデンス須賀菊川206	平成26年7月31日

サービスの種類 介護予防通所介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
八丁堀デイサービスセンター	中央区八丁堀3-17-16	平成26年8月1日
ステップぱーとなー麻布	港区南麻布2-9-19 ミナミアザブ2919ビル1階	平成26年8月31日
たつのみデイサービス	新宿区西早稲田3-13-12	平成26年8月31日
地域密着・家庭型 浅草柳通りデイサービスセンター	台東区浅草4-46-4 ベリグリーンアパートメント1階	平成26年11月1日
はるデイサービスセンター東向島	墨田区東向島5-31-3 エビハラビル1階	平成26年6月1日
あれぐりあ 東向島	墨田区東向島2-6-17 堀ビルⅡ1階	平成26年7月31日
GENKINEXT 錦糸町	墨田区緑3-6-13	平成26年8月31日
エデン個別リハビリステーション・五反田	品川区大崎5-8-5 グリーンプラザ五反田第2-108	平成26年7月18日
デイケア・365	目黒区下目黒4-2-18	平成26年8月31日
デイサービスふくすけ	大田区新蒲田1-11-9	平成26年6月1日
デイサービスかたくりの里 多摩川	大田区下丸子2-21-18 ロイヤルコート多摩川1階	平成26年3月31日
デイサービス 邑	大田区仲六郷1-27-5	平成26年4月30日
むらもとデイサービス2	世田谷区赤堤2-43-12 ベルグ赤堤参番館201	平成26年5月31日
リハビリデイサービスnagomi駒沢店	世田谷区駒沢3-14-3	平成26年9月30日
デイホーム からすやま	世田谷区北島山5-18-27	平成26年9月30日
デイフィット ラ・ガール	渋谷区笹塚1-61-8 ブーゲンビリア新宿地下2階	平成26年9月16日
魔法のつえ・高円寺	杉並区高円寺南3-16-20 小林ビル	平成26年2月28日
サポーター・ミズキ	北区滝野川7-2-10 SSKビル301	平成26年9月1日
リハビリ倶楽部それいゆ	北区田端新町1-26-1	平成26年8月31日
悠々デイサービス通所介護事業所	板橋区高島平2-28-6-102	平成26年9月30日
樹楽 団らんの家 成増	板橋区成増3-31-20	平成26年8月31日
デイサービス 青い空 緑の風	板橋区小茂根4-20-2-104	平成26年9月30日
千住大川デイサービスセンター	足立区千住大川町36-13	平成26年7月31日

医療法人社団医智会 医患デイサービス	足立区江北4-10-10 江北ビル1階	平成26年10月31日
介護デイサービス 笑和の郷 西新井	足立区西新井7-5-11	平成26年9月30日
デイサービス えがおの社	足立区西保木間2-6-4	平成26年6月30日
愛ふれあガーデン金町	葛飾区金町3-24-15	平成26年8月22日
デイサービスセンターみんな太陽	八王子市暁町1-39-2	平成26年1月31日
デイサービス えがおの家	立川市羽衣町1-7-10	平成26年10月31日
ありがとうのおもい	府中市分梅町1-10-13 1階	平成26年7月31日
ひなたほっこ深大寺	調布市深大寺元町2-12-7	平成26年9月30日
そめちデイサービス	調布市染地2-8-3	平成26年7月31日
ホームケアセンターはっぴーはぐ小平大沼	小平市大沼町7-17-6 宇田川ビル1階	平成26年11月1日
デイサービスセンター ゆい	狛江市和泉本町4-2-13 S A N T E S A K A E102	平成26年9月30日
くるめりハビリティデイサービス	東久留米市南町4-10-8 サンライズマンション東久留米106	平成26年10月31日

サービスの種類 介護予防短期入所生活介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
杓掛ホーム	杉並区本天沼3-34-28	平成26年9月30日
羽村園	羽村市五ノ神364-4	平成26年7月31日

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

事業所名	事業所住所	廃止年月日
アミモト技研株式会社	港区赤坂1-1-17 細川ビル706	平成26年7月25日
木下の介護 福祉用具事業所	新宿区西新宿6-5-1 8階・9階	平成26年9月30日
株式会社和興	文京区湯島2-22-10 後藤ビル	平成26年8月31日
いずみサポート	品川区大崎5-8-4-201	平成26年8月1日
ウエスト目黒	目黒区目黒本町5-30-6-102	平成26年10月1日
株式会社ライフ・トータルサービス	渋谷区西原3-1-5 田口ビル2階	平成26年8月31日
介護用品ショップ それいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
介護ステーション太陽	葛飾区柴又4-10-5	平成26年8月31日
介護ショップ 花はな	府中市是政2-19-38 さくらいハウス2階	平成26年9月1日

株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日
------------------------	-----------	------------

サービスの種類 特定介護予防福祉用具販売

事業所名	事業所住所	廃止年月日
木下の介護 福祉用具事業所	新宿区西新宿6-5-1 8階・9階	平成26年9月30日
株式会社和興	文京区湯島2-22-10 後藤ビル	平成26年8月31日
いずみサポート	品川区大崎5-8-4-201	平成26年8月1日
ウエスト目黒	目黒区目黒本町5-30-6-102	平成26年10月1日
株式会社ライフ・トータルサービス	渋谷区西原3-1-5 田口ビル2階	平成26年8月31日
福祉用具、信和サービス	北区豊島7-11-13 薄井店舗1階西側	平成26年7月31日
介護用品ショップ それいゆ	北区田端新町1-22-5	平成26年9月30日
介護ステーション太陽	葛飾区柴又4-10-5	平成26年8月31日
介護ショップ 花はな	府中市是政2-19-38 さくらいハウス2階	平成26年9月1日
株式会社ドリーミー あっぶる介護用品 福生店	福生市志茂57-1	平成26年4月30日